

# 機械の製造者等による機械危険情報の提供の必要性に関する背景

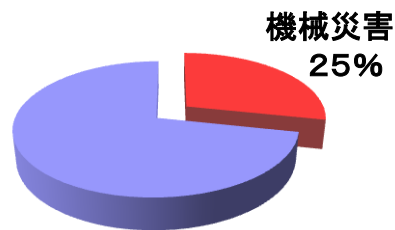
## 【背景】

- ◇機械災害が全災害の3割弱を占め、重篤な災害も多い。
- ◇機械本体の安全対策により防止できた労働災害も多い。
- ◇リスクアセスメント(RA)の実施による災害防止効果は大きいですが、4割の事業場ではRAに必要な情報の入手が困難とされている。

※リスクアセスメントとは、職場にある機械等の危険性を重篤度と発生可能性から評価し、災害防止対策の優先順位を決め、優先順位に従って対策を講じていく手法。

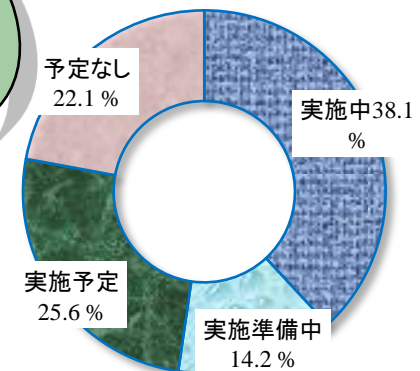
さらに、ユーザーの労働現場で使用する機械は、  
○一台の機械で様々な加工等を行う汎用機械として使用されることも多く、その使い方ごとに必要な安全対策が異なることもあるため、メーカーの段階ですべての安全措置を講じておくことが困難  
○保守点検等の非定常作業では、危険箇所接近して作業を行う必要があるなど、メーカーの段階で安全措置を講じることが困難

**機械譲渡時にメーカーが機械の危険情報をユーザーに提供し、ユーザーが当該情報に基づき、リスクアセスメントを実施し、適切な労働災害防止対策を講じることが必要**  
(追加の設備対策、労働者への保護具の使用、教育の実施、資格者による取扱いなど)



平成21年労働災害発生状況

## 機械災害防止の一層の推進



リスクアセスメントの実施状況  
50人以上事業場(4214事業場:平成21年)

# 機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方について

(機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会報告書結論の概要)

## 機械メーカー

### ◎機械ユーザーのリスクアセスメントに必要な機械危険情報を提供する仕組みを確立することが必要

- 1 提供する情報の内容
  - メーカーが保護方策を講じた後に残るリスク情報でユーザーのRAに必要なもの(必須の情報)  
危険源、対象作業、危害のひどさの情報
  - 上記以外にユーザー等の使用目的に応じた情報
- 2 提供方法
  - ◇ユーザーが活用しやすいよう明瞭で一覧できる提供方法  
例えば、化学物質MSDSを参考にヒナ型を準備
  - ◇メーカーからの機械譲渡時のほか、ユーザー間の譲渡時、リース業者による貸与時においても、必要な情報を提供することが必要
- 3 対象機械 労働現場で使用される機械
- 4 留意事項  
リスクアセスメントの取り組みが遅れがちなユーザーの実効性に配慮

### 情報提供の取組を促進するための支援方策

- 機械の危険情報を適切に作成・提供するためのガイドライン、好事例の提供
- メーカー・ユーザーの人材の育成
- 機械危険情報の作成に資する機械災害情報のデータベースの構築 など

- 必要な情報の要求
- 災害情報の通報

## 機械ユーザー

双方のリスク  
コミュニケーションを促進

機械の危険情報の提供

### ☆当該情報を活用したリスクアセスメントの実施を促進

(法第28条の2)

機械発注時にメーカーに対し、必要な情報を要求することが効果的

# (参考)機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会

## 1 検討会の設置

機械による労働災害の防止対策を促進するため、  
機械を使用する段階におけるリスクアセスメント等が適切に実施されるよう、機械メーカーが機械ユーザーに機械の危険性に関する情報を適切に提供することのあり方について  
有識者により検討する。

(検討結果に基づき、機械安全の推進のため、具体的な施策を講じることを検討する。)

## 2 開催状況

第1回 6月2日(水)

「検討事項の整理、論点の提示」

第2回 6月14日(月)

「論点の整理」

第3回 7月5日(月)

「報告書とりまとめ」

氏名	所属
イシザカ キヨシ 石坂 清	(社)日本機械工業連合会 常務理事
イノウエ コウセイ 井上恒星	JAMクボタさかいユニオン 執行委員
ウメザキ シゲオ 梅崎重夫	(独)労働安全衛生総合研究所 機械システム安全研究グループ 部長
クロサワ トヨキ 黒澤豊樹	前(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 会長
サトウ マサヨシ 佐藤昌良	(株)東京機械製作所 RD・知的管理担当 取締役常務執行委員
タカオカ ヒロユキ 高岡博幸	旭硝子(株) CSR室環境安全保安統括グループ長
ハタ ユキオ 畑 幸男	コマツ産機(株) 品質保証部品品質保証部グループ長
ミヤガワ ミツオ 宮川光雄	トヨタ自動車(株)安全健康推進部 プロフェッショナルパートナー
ムカイドノ マサオ 向殿政男	明治大学理工学部教授 (〇座長)